

総務省行政相談センター

きくみみ石川

令和6年奥能登豪雨による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

ガイドブックには、石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています（情報は随時更新）。

最新版は、[石川行政評価事務所ホームページ](#)に掲載しています。



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 行政相談専用ダイヤル（行政苦情110番）

076-264-1100 又は **0570-090110**

※ 受付時間：平日9時00分～16時45分

受付時間外は留守番電話で対応

※ NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。

● [インターネットはこちら](#)

● FAX: 076-222-5233



きくみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

— 国の相談パートナーについてはこちら —



【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和7年7月1日までに各機関のホームページに掲載された情報等に基づき作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、掲載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年奥能登豪雨による災害においては、令和7年7月1日現在、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町が適用を受けています。
- 3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、
内閣府ホームページをご覧ください。



- 4 以下のホームページにも奥能登豪雨による災害に係る支援の情報等が掲載されています。

(珠洲市) 奥能登豪雨支援制度（浸水した建物の消毒費用の補助 等）

<https://www.city.suzu.lg.jp/site/bousaisuzu/18401.html>



<第4版（令和7年1月14日発行）からの主な変更点>

項目	頁	内容
4 生活再建に向けた伴走支援	4	いしかわ被災者支援センターに関する情報を新規追加

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行 (P.1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P.2)
- 3 被災建物の解体・撤去 (P.3)
- 4 生活再建に向けた伴走支援 (P.4)
- 5 住宅確保への支援 (応急仮設住宅
(賃貸型・建設型)) (P.5)
- 6 被災住宅の補修や再建に関する相談
(P.6)
- 7 災害ごみの処分 (P.7)
- 8 衛生対策 (P.7)



民間の手続きのこと

- 20 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 (P.15)
- 21 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P.16)
- 22 火災保険・生命保険 (P.16)



医療・健康のこと

- 23 こころの悩みや健康に関する相談
(P.17)



お金のこと

- 9 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金) の支給 (P.8)
- 10 災害支援金の配分 (P.9)
- 11 住宅の建設、補修等の融資 (P.10)
- 12 住宅ローンの返済 (P.10)
- 13 雇用保険失業給付及び労働相談 (P.11)



教育のこと

- 24 日本学生支援機構 (JASSO) による学生への支援 (奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給) (P.17)
- 25 学用品の給与、授業料の支援等 (P.18)



役所の手続きのこと

- 14 自動車に関すること (P.12)
- 15 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P.12)
- 16 国税の特別措置 (P.13)
- 17 県税の特別措置 (P.14)
- 18 公共料金の減免措置等 (P.14)
- 19 登記済証 (権利証)、登記識別情報の紛失 (P.15)



事業者の方へ

- 26 事業者を対象とした相談窓口 (P.18)
- 27 農林水産業関係の相談窓口 (P.20)



そのほかの情報

- 28 災害ボランティアの依頼 (P.21)



住まいや身の回りのこと

1 罹災証明書の発行 (概要は内閣府 HP へ)



- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 原則被害にあった住家のみが対象となります。住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称）を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真（カメラやスマホ）に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。

市町	窓口	電話番号	備考
輪島市	税務課	0768-23-1126	申請期限： <u>令和7年7月31日(木)</u>
珠洲市	市民課 税務課	070-2650-2042 080-1092-1642	・受付場所：市民課 ・申請・証明書発行に関する事：市民課 調査・判定に関する事：税務課

[目次に戻る](#)

2 住宅の応急修理制度

- ◆ 災害救助法が適用された市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）において、大雨による被害を受けた住宅が「令和6年奥能登豪雨」の被害認定の罹災証明書で、「準半壊」以上の被害を受けた世帯が対象世帯になります。被災した住宅の屋根や壁、窓、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な部分の修理を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。ご自身で業者を選定し修理箇所や内容を調整する必要があります（「全壊」と判断された住宅は修理後に居住が可能となる場合に限ります。）。
- ◆ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
- ◆ 1世帯当たり71万7千円（準半壊は34万8千円）が限度額で、費用は市町から業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります（土砂等の撤去・処分費、消毒費は含まれません）。完了期限は令和7年12月31日（水）です。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口（以下参照）にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
七尾市	都市建築課	0767-53-8429	志賀町	まち整備課	0767-32-9211
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156	穴水町	地域整備課	0768-52-3660
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	能登町	復興住宅課	0768-62-4704

- ◆ 以下の窓口では、応急修理の事業者の選定を検討中の方に、ご希望に応じて業者の手配等を行っています。

【住まいの再建相談受付窓口】 0120-123-688

((一社)石川県木造住宅協会・(一社)石川県建設業協会事務局内)

[目次に戻る](#)

3 被災建物の解体・撤去

① 被災建物の解体・撤去

- ◆ 被災した建物を、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去する「公費解体」と、所有者自らが費用負担して解体業者と契約し、被災した建物の解体・撤去を行った後、市町が所有者に解体・撤去費用を支払う「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」があります。
- ◆ 対象となる建物は、罹災証明書（又は被災証明書）で「半壊」以上と判定された建物です。
- ◆ **住宅の応急修理制度との併用はできません。** 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 申請に当たり、相続等で所有者が複数人いる、所有者が死亡しているなどでお困りの際は、弁護士や司法書士にご相談ください（「[21 法律・消費者トラブル等の相談窓口](#)」参照）。

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限（注） ②申請期限	詳細
輪島市 環境対策課 0768-23-1853	終了	市 HP 	令和7年9月30日（火） 公費解体予約受付専用電話 0768-23-1186	市 HP 
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	終了	市 HP 	令和7年10月31日（金） 公費解体受付専用ダイヤル 0768-82-7743 0768-84-5234 受付場所：すず市民交流センター2階	市 HP 
能登町 住民課 0768-62-8510	終了	町 HP 	令和7年8月29日（金）（ただし令和7年6月30日（月）までに解体業者と契約したものに限る。）	町 HP 

(注) 公費解体の計画的実施のため、自費解体については、当該年月日までに解体業者と契約を締結していることが必要とされています。

② 自費解体つなぎ資金利子給付金

- ◆ 自費解体にあたり、金融機関等から解体費用に係る融資を受けた場合、当該融資額に係る利子額の全部又は一部（最大 5 か月分）が助成されます。
- ◆ 既に市町から払戻しを受けている場合や、金融機関へ返済が完了している場合でも申請できます。
- ◆ 詳しくは、[石川県のホームページ](#)をご覧いただくほか、
石川県生活環境部資源循環推進課（076-225-1474）にお問い合わせください。



内容	
対象者	金融機関等から融資を受けて自費解体した方で、次の 1～4 の要件を満たす方 1 罹災証明書で、「半壊」以上の判定を受けている方 2 損壊家屋等を解体する目的で金融機関から融資を受けている方 3 市町に自費解体の申請書を提出し、受理されている方 4 上記 3 の制度以外に自費解体費用に係る支援制度等を活用していない方
給付金額	金融機関からの借入れに係る利子を最大 5 か月分給付 ・金融機関等が発行する返済（予定）表等に記載の利子相当額（返済（予定）が 5 か月未満の場合はその期間の利子相当額） ・利率・給付額に上限なし
申請期限	令和 8 年 3 月 31 日（火）

[目次に戻る](#)

4 生活再建に向けた伴走支援

【いしかわ被災者支援センター】

- ◆ 令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨により被災され、自力での生活再建や住まいの確保に課題を抱える世帯を対象に、生活再建に向けた伴走支援を行う「生活再建支援アドバイザー」が相談対応を行います。詳しくは、下記にお問い合わせください。

内容		詳細
開設時間	9 時から 18 時まで（日曜日・祝日を除く）	専用サイト HP
来所相談	金沢市駅西本町 2 丁目 12 番 28 号 セシボン駅西 181 階 B 号室	
電話相談	076-204-6440	
メール相談	専用サイトのフォーム からご相談ください	

[目次に戻る](#)

5 住宅確保への支援（応急仮設住宅（賃貸型・建設型））

① 民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）

- ◆ 災害救助法が適用された市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。
- ◆ 入居申込期限は令和7年5月30日（金）をもって終了しました。事前に「理由書」を提出しており、やむを得ない理由で期限まで申込みができないとされた場合は、令和7年7月31日（木）までに申込書を提出してください。

内容	
対象者	i) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ii) 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方 iii) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 iv) 令和6年能登半島地震において入居した建設型・賃貸型応急仮設住宅が床上浸水被害を受けるなどの被害を受けた方で、賃貸型応急住宅への住み替えを希望する方 v) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。）
条件	不動産仲介業者のあっせんにより賃貸された物件であること
	家賃(月額)上限 (金沢市・野々市市以外の市町) ・ 2人以下の世帯：6万円 ・ 3～4人の世帯：8万円 ・ 5人以上の世帯：11万円 (金沢市・野々市市) ・ 1人世帯：6万円 ・ 2人世帯：8万円 ・ 3～4人世帯：10万円 ・ 5人以上の世帯：12万円
	※入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。 ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり0.5人に換算
	共益費(管理費)
	借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る
	退去修繕負担金
	家賃の2か月分以内
	礼金
	家賃の1か月分以内
	仲介手数料
	家賃の0.55か月分以内
	入居時鍵交換費
	実費
	※ 超過分を自己負担して入居することは不可

- ◆ 賃貸型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の活用を検討されている方は、災害時に居住していた市町の窓口（以下参照）にお問合せください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
七尾市	都市建築課	0767-53-8429	志賀町	まち整備課	0767-32-9211
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156	穴水町	地域整備課	0768-52-3680
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	能登町	復興住宅課	0768-62-4704

- ◆ 物件のお問い合わせは、不動産団体の相談窓口をご利用ください。希望する賃貸物件を選定したら、必要書類を準備のうえ、市町に提出してください。

窓口	電話番号
石川県宅地建物取引業協会	076-291-2255
全日本不動産協会石川県本部	076-280-6223

② 建設型応急仮設住宅

災害救助法が適用された市町において、災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ住宅等を建設し一時的な居住の安定を図るものです。

詳しくは、災害時に居住していた市の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756

③ 生活家電の購入に関する支援

石川県は、奥能登豪雨により被災し、建設型応急仮設住宅・賃貸型応急仮設住宅・県内の公営住宅に入居に入居する方に対して、生活家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の購入を支援しています。

申請については、当該応急仮設住宅等が立地している市町の窓口にお問い合わせください。
申請期限は、令和7年9月30日（火）

【制度内容のお問い合わせ先】

石川県能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課 076-225-1985

[目次に戻る](#)

6 被災住宅の補修や再建に関する相談

住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設しています。住宅の補修等に関する相談は、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいのダイヤル】03-3556-5147（平日 10～17 時、祝休日・年末年始を除く）

[目次に戻る](#)

7 災害ごみの処分

大雨により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続が必要となる場合もありますので、詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。珠洲市は災害ごみ仮置き場を受入を実施しています。

窓口	備考	HP
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	<ul style="list-style-type: none">・流木専用の災害ごみの受入場所：鉢ヶ崎海水浴場海側駐車場 ※土砂専用の災害ごみの受入(場所：ラポルトすず海側駐車場)は 6月29日で終了しました。・土砂や流木以外の災害ごみの受入場所： ①ジャンボリー会場跡地（水曜除く）<u>令和7年7月31日（木）まで</u> ②飯田港内（火曜除く）令和7年9月29日（月）まで ③狼煙漁港内（土日祝のみ）<u>令和7年7月27日（日）まで</u>	市 HP 

[目次に戻る](#)

8 衛生対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。家屋の清掃で感染症を発症するおそれもありますので、注意しましょう。家屋での感染症対策について、下の資料をご活用ください。

○ 家屋などが浸水した場合の消毒など

- ・一般家屋における洪水・浸水などの水害時の衛生対策と消毒方法
([日本環境感染学会 HP](#))



- ・被災した家屋での感染症対策 ([厚生労働省 HP](#))



- ・災害時の衛生対策と消毒方法について ([石川県 HP](#))



[目次に戻る](#)



お金のこと

9 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金) の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度があります（被災者生活再建支援法）。輪島市及び珠洲市がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 上記の制度の適用を受けなかった能登町においても、県独自に町と連携して、同水準の支援を行います。
- ◆ 申請期限は、基礎支援金が令和7年10月20日(月)、加算支援金が令和9年10月20日(水)です。

【被災者生活再建支援金の支給額】

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
2人以上世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			貸借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯 半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			貸借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			貸借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯 半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			貸借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。まずは罹災証明書を申請し、その結果をお待ちください。
- ◆ 市町の制度により、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以下の世帯や、国に上乗せ支給する市町もあります。

市町	窓口	電話番号	備考
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所・時間 市役所本庁舎1階、門前総合支所1階 平日 9:00～17:00 町野支所2階 10:00～15:00（火、木のみ） 郵送申請可、マイナポータルによる電子申請は準備中 半壊世帯には独自の支援金等を支給
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所・時間 市役所3階 危機管理室 8:30～17:15（月～金）※土日祝日を除く 郵送申請可 半壊世帯には独自の支援金等を支給
能登町	住民課	0768-62-8510	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所 町役場本庁舎1階 半壊世帯には独自の支援金等を支給

[目次に戻る](#)

10 災害義援金の配分

石川県は、国内外から石川県、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金を配分するため、災害義援金配分委員会において、次のとおり配分計画を決定しました。

配分の対象		配分金額	備考
人的被害 (一人当たり)	死者、行方不明者（災害弔慰金受給者）	180万円	各市町独自の義援金配分が上乗せされる場合もあります。 詳細は、各市町の担当課にお問い合わせください。
	精神または身体に著しい障害を受けた方（災害障害見舞金受給者）	90万円	
	重傷者	10万円	
住家被害 (一世帯当たり)	全壊	180万円	
	大規模半壊	135万円	
	中規模半壊	90万円	
	半壊	45万円	
	準半壊	35万円	
	一部損壊（床上浸水）	10万円	
	一部損壊（床下浸水・その他）	5万円	

- ◆ 「豪雨及び地震」の罹災証明書をお持ちの方は、すでに支給されている地震の義援金との差額を支給します。

【各市町担当課】

市町	窓口	電話番号	備考
輪島市	被災者生活支援課	0768-23-4871	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所 市役所本庁舎 1 階 門前総合支所 1 階 町野支所 2 階
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	<ul style="list-style-type: none"> 受付場所 市役所 3 階
能登町	総務課	0768-62-8533	—

[目次に戻る](#)

11 住宅の建設、補修等の融資

○ 住宅金融支援機構における融資

- ◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、住宅の復旧に要する建設資金、購入資金または補修資金を低利で融資しています。
- ◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧いただくか、
次の窓口にお問い合わせください。



窓口	電話番号
住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

- 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

12 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。



借入先が銀行の場合、次の窓口への問い合わせも可能です。

窓口	電話番号
全国銀行協会相談室	0570-017109 または 03-5252-3772 (祝日および銀行の休業日を除く)

[目次に戻る](#)

13 雇用保険失業給付及び労働相談

① 災害時における雇用保険の特例措置

災害救助法の適用を受けた市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、能登町）において被災された事業所、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

特例措置の概要については次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
石川労働局 職業安定課	076-265-4427
ハローワーク金沢	076-253-3035
ハローワーク津幡	076-289-2530
ハローワーク小松	0761-24-8609
ハローワーク白山	076-275-4131
ハローワーク七尾	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	0767-22-1241
ハローワーク加賀	0761-72-8609
ハローワーク輪島	0768-22-0325
ハローワーク能登	0768-62-1242

② 労働相談の窓口

以下の各窓口で、解雇や休業等に関する労働相談を受け付けています。

設置官署	電話番号	相談内容	
石川労働局雇用環境・均等室【総合労働相談コーナー】	076-265-4432	<ul style="list-style-type: none">・ 妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント・ 育児休業、介護休業等 等	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	(事業主の方)	(労働者の方)
小松労働基準監督署	0761-22-4316	<ul style="list-style-type: none">・ 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）・ 復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等	<ul style="list-style-type: none">・ 賃金等労働条件・ 労災補償給付等・ 退職、解雇、労働条件引下げ 等
七尾労働基準監督署	0767-52-3294		
穴水労働基準監督署	0768-52-1140		

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

14 自動車に関すること

① 被災自動車の廃車（永久抹消登録）手続き

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレート、自動車登録番号（ナンバー）又は車台番号の情報、印鑑証明書及び実印（軽自動車は除く。）、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書が手元になくても、廃車（永久抹消登録）手続きを行うことができます。なお、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された区域においての取扱いになります。また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください（奥能登豪雨による浸水被害等を受けた方についての相談も受け付けております。）。

車種	窓口	電話番号
登録自動車	自動車検査登録手続きヘルプデスク内 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-5540-2056
軽自動車	軽自動車検査協会 石川事務所 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-3684-6051

② 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、災害サポート・レンタカー（軽トラ等）の無料貸出しを実施しています（※貸し出しは令和7年8月31日まで）（申込先：050-5482-3677）（水・日・祝日を除く）。[申込みフォーム](#)



③ 自動車税の減免

被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免等があります（「[17 県税の特別措置](#)」参照）。

[目次に戻る](#)

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます（年金手帳は基礎年金番号通知書の再発行）。

- ◆ また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 支援措置の概要は、下記の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

窓口	電話番号
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢南年金事務所	076-245-2311	小松年金事務所	0761-24-1791
金沢北年金事務所	076-233-2021	七尾年金事務所	0767-53-6511

(注) 各年金事務所の管轄区域については、[日本年金機構ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

16 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町については、申告・納付等の期限を延長する措置があります。
- ◆ 詳しくは、ナビダイヤルまたは最寄りの税務署にお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域等
国税相談専用ダイヤル (ナビダイヤル)		0570-00-5901 ※繋がらない場合は、各税務署の電話番号におかけいただき、音声ガイダンスが流れるため「1」番を選択
七尾税務署	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
輪島税務署	0768-22-2241	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

[目次に戻る](#)

17 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。救済措置の概要は、下記の石川県ホームページをご覧ください。

HP		HP		HP	
減免		申告・納付等の期限の延長		猶予制度	

- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は相談ダイヤルにお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域
金沢県税事務所	076-263-8831	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
小松県税事務所	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
石川県税務課	076-225-1273	石川県全域

(注) 各県税事務所、県税務課の所掌事務については[石川県ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

18 公共料金の減免措置等

公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、NHK のほか、ご利用の電話事業者（携帯電話含む）、電気事業者、ガス事業者及び水道・下水道事業者等にお問い合わせください。

区分	窓口	電話番号
受信料	N H K ふれあいセンター	0120-151515
電話	N T T 西日本 各種お手続きに関するお問合せ先	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電気	北陸電力 電気料金の特別措置等に関するお問合せ	0120-776-453

[目次に戻る](#)

19 登記済証（権利証）、登記識別情報の紛失

土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合であっても、そのことによって所有権等の権利を失うことはありません（売買、贈与、抵当権設定等の登記申請時に上記書類を紛失している場合は、他の手段での本人確認となります。）。

制度の概要は、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。



窓口	電話番号
金沢地方法務局	076-292-7810
金沢地方法務局小松支局	0761-22-6300
金沢地方法務局七尾支局	0767-53-1720
金沢地方法務局輪島支局 (注2)	0768-22-0426

(注1) 各法務局の管轄区域については、[金沢地方法務局ホームページ](#)をご確認ください。



(注2) 輪島支局では、登記事項証明書等の交付を行っていますが、地震の影響により、

事務処理が遅れる場合がありますので、可能な限り、他の法務局への請求をお願いします。

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

20 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口

（参考）



[北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請](#)

◆ 焼けた、水に濡れたなど損傷した現金の引換えを行っています。詳しくは、日本銀行金沢支店にお問い合わせください。

- 日本銀行金沢支店発券課 : 076-223-9527

[目次に戻る](#)

21 法律・消費者トラブル等の相談窓口

各団体が、被災された方を対象に無料電話相談等を受け付けています。

団体	窓口	電話番号	備考
法テラス (日本司法支援センター)	法テラス災害ダイヤル	0120-0783 0 9 <small>おなやみレスキュー</small>	・平日 9~21 時受付 ・土曜 9~17 時受付 年末年始・祝日を除く
金沢弁護士会	令和 6 年能登半島地震 ・令和 6 年能登豪雨何 でも無料電話相談	080-8995-9483	・平日 10~16 時受付 電話受付後、担当弁護士から折返し の電話があります。
日本弁護士連 合会	令和 6 年能登半島地震 等無料法律相談	0120-254-994	・月水金(祝日除く)10~16 時受付 令和 7 年 9 月 30 日(火)まで実施予定
石川県司法書 士会	災害時無料電話相談	076-292-8133	・平日 10~16 時受付 へるぶねっといしかわダイヤル
石川県消費生 活支援センタ ー	能登半島地震及び大雨 関連消費者相談専用ダ イヤル	076-255-2319	・平日 9~17 時受付 ・土曜 9~12 時 30 分受付 ・メールによる相談も受付 (石川県電子申請システム)

[目次に戻る](#)

22 火災保険・生命保険

◆ 火災保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ ご契約の損害保険会社
- ・ 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ A D R センター
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP 電話からは 03-4332-5241)
(受付時間 平日 9:15~17:00、祝日・休日・12 月 30 日から 1 月 4 日を除く)

◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・ 自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331
(受付時間 平日 9:15~17:00、祝日・休日・12 月 30 日から 1 月 4 日を除く)

◆ 災害救助法が適用された地域等において、被災等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731
(受付時間 平日 9:00~17:00、祝日・年末年始を除く)
- ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
(受付時間 平日 9:00~21:00、土日休日 9:00~17:00、1 月 1 日~3 日を除く)

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払といった対応を行っている場合がありますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

23 こころの悩みや健康に関する相談

災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号
石川こころのケアセンター（受付時間：平日 9 時～17 時）	0120-333-247
こころの相談ダイヤル （受付時間：平日 9 時～16 時）	076-237-2700
（受付時間：平日 17 時～翌 9 時、土日祝 0 時～24 時）	0570-783-780
よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）（受付時間：毎日 10 時～22 時）	0120-279-338 ガイダンス「8」
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル（受付時間：平日 10 時～17 時）	0120-200-826

[目次に戻る](#)



教育のこと

24 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構のホームページ](#)等でご確認ください。

○ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011



支援等	対象者	申込方法等
給付奨学金 (家計急変採用)	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生等）	在学している学校を通じて申込み
貸与奨学金 (緊急採用・応急採用)		
奨学金の減額返還 ・ 返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出
JASSO 災害支援金 (支給額：10万円) ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1ヶ月以上続いた方(外国人留学生を含む)	在学している学校を通じて申込み

[目次に戻る](#)

25 学用品の給与、授業料の支援等

被災された保護者、学生に対して、災害救助法に基づく教科書など学用品の給与のほか、入学金・授業料の減免、家計急変世帯に対する就学支援金の支給などの支援があります。

詳しくは、在籍する各学校、石川県教育委員会又は各市町教育委員会にお問い合わせいただくほか、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。

○ 石川県教育委員会 教育政策課 : 076-225-1811



[目次に戻る](#)



事業者の方へ

26 事業者を対象とした相談窓口

- ◆ 経済産業省は、低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して、石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に災害救助法が適用されたことを踏まえ、次ページの①～⑤のとおり、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行っています。

① 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北陸本部並びに中部経済産業局に特別相談窓口を設置します。

② 災害復旧貸付の実施

今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

③ セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された石川県の6市町のうち輪島市及び珠洲市において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します（令和7年9月30日まで）。

④ 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

- 上記①～④の詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫	
金沢支店 中小企業事業 国民生活事業	①②④076-231-4275 ①④0570-045202
小松支店 国民生活事業	①④0570-045445
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店	①②④076-221-6141
認可法人 石川県信用保証協会	①③④076-222-1550
金沢商工会議所	①076-263-1151
小松商工会議所	①0761-21-3121
七尾商工会議所	①0767-54-8888
輪島商工会議所	①0768-22-7777
加賀商工会議所	①0761-73-0001
珠洲商工会議所	①0768-82-1115
白山商工会議所	①076-276-3811
石川県商工会連合会	①076-268-7300
石川県中小企業団体中央会	①076-267-7711
全国商店街振興組合連合会	①03-3553-9300
石川県よろず支援拠点	①076-267-6711
中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課	①076-223-5546
中部経済産業局 産業部中小企業課	①052-951-2748

※一部窓口については、体制が整い次第相談に対応

⑤ 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された石川県の 6 市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

◆ 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

詳細については、[石川労働局のホームページ](#)をご覧ください。



窓口	電話番号
石川労働局 職業対策課	076-265-4428

[目次に戻る](#)

27 農林水産業関係の相談窓口

◆ 被災された農林漁業者を対象に、「能登半島地震の現地相談窓口」（下記 4 ケ所）にて大雨による農業被害の相談も対応しています。

窓口	電話番号
JA のと本店	0120-338-250
七尾市役所本庁舎	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	0767-32-9221
石川県珠洲農林事務所	0120-338-760

◆ 被災された農林漁業者を対象に融資や返済についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店 農林水産事業	076-263-6471

[目次に戻る](#)



そのほかの情報

28 災害ボランティアの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。石川県災害ボランティア情報のホームページで掲載されているボランティアセンター設置市町は次のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。また、ホームページも合わせてご確認ください。



[石川県災害ボランティア情報の HP はこちら](#)

窓口	電話番号
輪島市災害たすけあいセンター (受付は終了。相談は可能。平日のみ)	080-7707-5242
珠洲市災害ボランティアセンター (平日のみ)	070-4481-4142 070-3993-1042
能登町災害ボランティアセンター (平日のみ。ボランティアの状況等により対応)	080-7843-2042

[目次に戻る](#)